

岩手県告示第148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和5年岩手県告示第392号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局岩手山麓農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和6年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 滝沢市大崎地内ほか
- 2 実施した期間 令和5年5月1日から令和6年1月10日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量及び用地測量